

「適正な電力取引についての指針」及び「適正なガス取引についての指針」
関連部分の抜粋

1. 差別対価、不当廉売

● 適正な電力取引についての指針

第二部 I 2 (1) ①イ ii 「特定の需要家に対する不当な安値設定等」

「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から自己に契約を切り替える需要家又は他の小売電気事業者と交渉を行っている需要家に対してのみ、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給すること又はそのような料金を提示することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価、不当廉売等）。」

● 適正なガス取引についての指針

第二部 I 2 (1) イ② 「特定の需要家に対する不当な安値設定等」

「ガス小売事業者が、他のガス小売事業者から自己に契約を切り替える需要家又は他のガス小売事業者と交渉を行っている需要家に対してのみ、供給に要する費用を著しく下回る料金を提示することにより、当該他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせる行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価、不当廉売等）。ただし、より細かく個別の需要家の利用形態を把握した上で、当該需要家への供給に要する費用を下回らない料金に設定することは、原則として独占禁止法上問題とならない。

（注）事業者が顧客獲得活動において競争者に対抗して料金を引き下げることが、正に競争の現れであり、通常の事業活動において広くみられるものであって、その行為自体が問題となるものではない。

しかしながら、市場における有力な事業者が、効率的な費用構造を有する競争者への対抗手段として、競争者が交渉を行い又は交渉を行うことが見込まれる相当数の顧客に対して、当該顧客への供給に要する費用を著しく下回る料金を提示することによって当該顧客との契約を締結し又は維持しようとする行為は、競争者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。」

2. 違約金

● 適正な電力取引についての指針

第二部 I 2 (1) ①イ vii 「不当な違約金・精算金の徴収」

「需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る違約金・精算金の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、例えば以下のような行為を行うことは、需要家が当該小売電気事業者との契約を実質的に解約できず、他の小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

- 特定期間の取引を条件として料金が安くなる契約において、当該契約期間内に需要家が解約する場合に、不当に高い違約金・精算金（注）を徴収すること。

（注）不当に高い違約金・精算金であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約による区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。

- 需要家との間で付随契約（例えば、週末の料金を安くする特約等）を締結する際、主契約と異なる時期に一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が他の小売電気事業者に契約を切り替える場合に違約金・精算金を支払わざるを得なくさせること。」

● 適正なガス取引についての指針

第二部 I 2 (1) イ⑤ 「不当に高い解約補償料の徴収等」

「需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る補償料の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、ガス小売事業者が、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を契約期間中に解約するに当たって、不当に高い解約補償料を徴収すること（注1、2）により、当該需要家が自己との小売供給契約を事実上解約できず、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

(注1) ガス小売事業者が、需要家との間で小売供給契約を締結することを条件に消費機器のリースやメンテナンス等の契約を締結する場合において、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を解約するに当たって、当該リースやメンテナンス等の契約を不当に高い解約補償料を徴収して解約することを含む。

(注2) 不当に高い解約補償料であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約によるガス小売事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。

(中略)

ガス小売事業者が、(i) 小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること、契約の解除に関して不当に高額な解約補償料を設定すること等により、需要家による小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること及び(ii) ガスの小売供給契約を他者に切り替えようとする需要家に対して、自ら又は子会社等を通じて、合理的な理由なく当該需要家が継続を希望する付随サービス(例：汎用品でない消費機器に係るリースやメンテナンス)に関する契約の打切りやその料金を従来よりも不当に値上げすること等を示唆する等の行為により、ガスの小売供給に係る需要家の選択肢を不当に狭めることは、ガス事業法上業務改善命令(同法第20条第1項)や業務改善勧告(同法第178条第1項)の対象となり得る。」

3. 部分供給

● 適正な電力取引についての指針

第二部 I 2 (1) ①イ iii 「部分供給における不当な取扱い」(i) 「部分供給料金の不当設定」

「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等からの部分供給の要請に対して、従来の料金に比べて、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、差別取扱い、排他条件付取引等)。

○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、全量供給の場合においては、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用している一方で、部分供給の場合においては、部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適

用すること。

- 従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に、当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの電気の供給に加えて、他の小売電気事業者からの部分供給を受ける需要家に対して、自家発電設備により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。」

4. 関連サービスの不利益扱い

● 適正なガス取引についての指針

第二部 I 2 (1) イ⑤ 「不当に高い解約補償料の徴収等」

「ガス小売事業者が、(i) 小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること、契約の解除に関して不当に高額な解約補償料を設定すること等により、需要家による小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること及び(ii) ガスの小売供給契約を他者に切り替えようとする需要家に対して、自ら又は子会社等を通じて、合理的な理由なく当該需要家が継続を希望する付随サービス(例：汎用品でない消費機器に係るリースやメンテナンス)に関する契約の打切りやその料金を従来よりも不当に値上げすること等を示唆する等の行為により、ガスの小売供給に係る需要家の選択肢を不当に狭めることは、ガス事業法上業務改善命令(同法第20条第1項)や業務改善勧告(同法第178条第1項)の対象となり得る。」

5. セット販売

● 適正な電力取引についての指針

第二部 I 2 (1) ①イ i 「セット販売における不当な取扱い」(i) 「セット割引による不当な安値設定」

「i セット販売における不当な取扱い

小売電気事業者が単独で又は他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより、自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する行為は、事業者の創意工夫により顧客へのサービスの向上が期待されるものであり、原則として独占禁止法上問題とはならない。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自

己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合において、例えば以下のような行為を行うことにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある。

(i) セット割引による不当な安値設定

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と併せて他の商品又は役務の供給を受けると電気の料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当廉売等）。

（注）電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合、一般的には、電気と他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。」

● 適正なガス取引についての指針

第二部 I 2 (1) イ① 「セット販売における不当な取扱い」(i) 「セット割引による不当な安値設定」

「①セット販売における不当な取扱い

ガス小売事業者が単独で又は他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより、自己のガスと併せて他の商品又は役務を販売する行為は、事業者の創意工夫により顧客へのサービスの向上が期待されるものであり、原則として独占禁止法上問題とはならない。

しかしながら、ガス小売事業者が、自己のガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合において、例えば以下のような行為を行うことにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある。

(i) セット割引による不当な安値設定

ガス小売事業者が、自己のガスと併せて他の商品又は役務の供給を受けるとガスの料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を著しく下回る料金でガスを小売供給することにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当廉売等）。

(注) ガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合、一般的には、ガスと他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。」

6. 包括営業

● 適正な電力取引についての指針

第二部 I 2 (1) ①イ vii 「不当な違約金・精算金の徴収」

「……区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、例えば以下のような行為を行うことは、需要家が当該小売電気事業者との契約を実質的に解約できず、他の小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

（中略）

○ 需要家との間で付随契約（例えば、週末の料金を安くする特約等）を締結する際、主契約と異なる時期に一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が他の小売電気事業者に契約を切り替える場合に違約金・精算金を支払わざるを得なくさせること。」

● 適正な電力取引についての指針

第二部 I 2 (1) イ⑤ 「不当に高い解約補償料の徴収等」

「ガス小売事業者が、需要家との間で小売供給契約を主契約とした上で付帯契約（例えば、高効率給湯器を設置した場合にガス料金を安くする特約等）を締結するに当たり、主契約と異なる時期に一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が他のガス小売事業者との小売供給契約に切り替える場合に解約補償料を支払わざるを得なくさせ、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。」